

「高額かつ長期」に該当する方について（1/2）

対象の方：階層区分が「一般所得Ⅰ」、「一般所得Ⅱ」、「上位」のいずれかで、以下の要件を満たす方。
支給認定の申請を行った日が属する月以前の12月以内に指定難病に係る特定医療及び小児慢性特定疾病に係る小児慢性特定疾病医療支援の医療費総額が5万円を超える月数が既に6月以上あること。

申請方法：以下の書類を揃えて管轄の保健所に提出してください。

- ①特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規・更新・変更）（第1号様式）
- ②特定医療費（指定難病）受給者証（小児慢性特定疾病受給者証）の写し
- ③指定難病特定医療費自己負担限度額管理手帳（小児慢性特定疾病自己負担限度額管理ノート）の写し
※ただし、医療費の総額が5万円を超えていることが確認できるページが6月以上ある場合に限りです。
- ④（③がない場合）支払いを証明する領収書等及び医療費申告書

認定された場合、月額自己負担限度額が申請日の次の月から、階層区分はそのまま高額かつ長期の金額になります。ただし、申請日が月の初日（1日）の場合はその月からになります。なお、新規申請の場合は申請日からになります。

○医療費の総額とは


→保険適用される前の10割分であり、窓口で支払った自己負担額ではありませんので、ご注意ください。

○申請月をする日以前の12月とは

→申請日から遡って12月を指します。

例：令和4年10月15日に申請する場合は、
令和3年11月1日から令和4年10月15日まで

階層区分	原則(月額)	高額かつ長期(月額)
一般所得Ⅰ	10,000	5,000
一般所得Ⅱ	20,000	10,000
上位	30,000	20,000



「高額かつ長期」に該当する方について (2/2)

申請例



◎市町村民税非課税世帯の方へ

市町村民税が非課税世帯の方は、「高額かつ長期」の申請は不要ですが、収入に変化があり、課税世帯に変更される方などは、手続きができます。

◎小児慢性特定疾病医療費助成制度から移行される方へ

小児慢性特定疾病患者として認定されていた期間にかかった小児慢性特定疾病医療費についても算定対象になりました。詳細は管轄保健所にお問合せください。